

## 条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例

## ＜乳幼児用設備＞

大阪府福祉のまちづくり条例（抄）

(便所)

## 第 18 条

2 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）が 1,000 m<sup>2</sup>（公衆便所にあつては、50 m<sup>2</sup>）以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。

一～十 (略)

(移動等円滑化経路)

第 24 条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 令第 18 条第 2 項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 5,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を 1 以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。

イ～リ (略)

二、三 (略)

鳥取県福祉のまちづくり条例（抄）

(便所)

第 17 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(6) (略)

2 前項の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあつては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(2) 別表第 4 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつ

の交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3)別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

(4) (略)

別表第4（第17条関係） (略)

別表第5（第17条関係） (略)

## <大型ベッド>

### 大阪府福祉のまちづくり条例（抄）

（便所）

#### 第 18 条

5 令第 14 条第 1 項第二号に規定する便房（床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿にあつては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。）に設けるものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.2m 以上のベッドを 1 以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。

二～五 （略）

### 鳥取県福祉のまちづくり条例（抄）

（便所）

#### 第 17 条

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

（1）、（2）（略）

（3）別表第 6 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

別表第 6（第 17 条関係） （略）

## <緊急情報設備関連>

### 長野県福祉のまちづくり条例施行規則（抄）

（別表第3）（第11条関係）

建築物移動等円滑化基準に付加する事項

建築物特定施設	事項
(4) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあつては、 <u>非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置</u> を備えた客室を1以上設けること。

### 鳥取県福祉のまちづくり条例（抄）

（案内設備）

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1)～(2) (略)

○平成28年3月31日 鳥取県告示第219号（抄）

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第21条の2ただし書	聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	次に掲げる事項に適合する場合 (1)当該特別特定建築物の利用居室数が1であるもの (2)利用居室から直接屋外へ歩行距離8m(当該利用居室の内装の仕上げを難燃材料でした場合は、16m)以下で出られること
------------	-----------------------------	--

## <車椅子利用者用駐車施設>

### 京都府福祉のまちづくり条例（抄）

（駐車場）

第 67 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が 50 台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。

(1) 全駐車台数が 50 台を超え 200 台以下の場合 当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た台数

(2) 全駐車台数が 200 台を超える場合 当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た台数に 2 を加えた台数

### 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（抄）

別表第 1 の 2 建築物移動等円滑化基準(共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子利用者用駐車施設を 1 以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超えるときは、<u>当該台数の 100 分の 1 以上</u>)設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア <u>奥行きは、600 センチメートル以上とすること</u>。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子利用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 水平な場所に設けること。</p> <p>ウ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</p>

## ＜ホテル・旅館の一般客室＞

### 東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（抄）

（ホテル又は旅館）

第 11 条の 2 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち 1 以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第 2 項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

- 一 一般客室の出入口の幅は、80 cm 以上とすること。
- 二 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、70 cm 以上とすること。
- 三 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次のイからハまでに掲げる場合に依り、当該イからハまでに定める部分を除く。
  - イ 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
  - ロ 勾配が、12 分の 1 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
  - ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

### 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（抄）

（ホテル又は旅館の客室）

第 27 条 ホテル又は旅館の客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数（階層式寝台の場合は、それぞれの段を 1 のベッドとする。以下同じ。）を 2 で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときはこれを切り上げた数）以上のベッド（当該客室内のベッドの数が 2 以下の場合にあっては、全てのベッド）に対し、次に掲げる位置にそれぞれ次に掲げる空間を設けなければならない。

ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間

イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間

(2) 客室内に便所を設ける場合には、便所のうち 1 以上に、次に定める構造の便房を 1 以上設けなければならない。

ア 腰掛け便座及び手すりが適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が当該便房の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。

ウ 当該便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、75cm 以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

(3) 客室内に浴室等を設ける場合には、1 以上の浴室等は次に掲げるものでなければならない。

ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

イ 当該浴室等に浴槽を設ける場合には、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。

ウ 当該浴室等に浴槽を設けない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くことができる空間が確保されていること。

エ 当該浴室等の出入口は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、75cm 以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。ただし、建築物の構造上やむを得ないものとして別に定める部分は、この限りでない。

(4) 客室の出入口から第 1 号に規定する空間（当該客室内にベッドを設けない場合にあっては、寝室）、第 2 号に規定する便房及び前号に規定する浴室等までの経路のうち、それぞれ 1 以上は次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、100cm 以上とすること。ただし、高齢者、障害者等の利用上支障がないものとして別に定める部分は 80cm 以上とすること。

イ 客室内の出入口（第 2 号ウ及び前号エの規定によるものを除く。）は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、80cm 以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこと。

ウ 床面に段差がある場合には、令第 13 条に定める構造の傾斜路又は令第 18 条第 2 項第六号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。

○京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則（抄）

（客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分）

第15条 条例第27条第1項第2号ウ（イ）及び別表2 6の項第2号ウ（イ）に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。

2 条例第27条第1項第3号エ（イ）及び別表2 6の項第3号エ（イ）に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。

（客室内の経路の幅を 80cm 以上とする部分）

第16条 条例第27条第1項第4号ア及び別表2 6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50cmの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。

## ＜共同住宅＞

### 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（抄）

（建築物移動等円滑化基準に付加する事項）

第 31 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で同条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。

（1）、（2）（略）

（3）階数が 4 以上の共同住宅にあっては、政令第 18 条第 1 項第一号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。

（4）（略）

### 大阪府福祉のまちづくり条例（抄）

（基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模）

第 12 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で定める同条第 1 項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。

（共同住宅等に係る経路）

第 27 条 共同住宅又は寄宿舍（以下この章において「共同住宅等」という。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち 1 以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

一 道等から住戸（寄宿舍にあっては、寝室。以下同じ。）までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路

2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第 18 条第 2 項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。

3 第 1 項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第 18 条第 2 項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第 1 項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 第 1 項各号に掲げる経路のうち令第 18 条第 1 項又は第 24 条第 2 項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

別表(第 12 条関係)

項	区分	規模
五	共同住宅	床面積の合計 2,000 m <sup>2</sup> 又は <u>住戸の数 20</u> （略）